

# 公共建築・土木工事及び地域型住宅関連事業等に係る 県産木材証明事務処理要領

兵庫県木材業協同組合連合会

## 1 趣旨

県産木材の需要拡大を図り、県産木材証明事務を円滑かつ適正に実施するため、県産木材証明事務処理要領を定める。

## 2 証明事務の基本方針

県産木材の証明に当たっては、兵庫県木連県産木材供給部会員等（兵庫県木材業協同組合連合会の会員であって県産木材供給部会未加入者を含む）が納材する場合に、兵庫県木材業協同組合連合会が証明書を発行する。

なお、県産木材の定義は、県が定めるところによるものとする。

## 3 本要領に基づく対象証明事業等

- (1) 県、市町等が発注する公共建築工事
- (2) 県、市町等が発注する公共土木工事
- (3) 国土交通省が実施する地域型住宅関連事業（但し、同事業実施期間に限る）
- (4) 兵庫県産原木を使用したコンクリート型枠用合板
- (5) 「ひょうごの木の家」設計支援事業
- (6) 県産木材利用拡大キャンペーン事業
- (7) 県産木材価格高騰対策事業
- (8) その他県産木材証明を必要とする事業

(注)「兵庫県木造住宅ローン（略称）」の証明については、同制度の定めによる。

## 4 県産木材証明申請書の提出及び証明書の交付

- (1) 申請者は証明申請に先立って、証明を受けようとする県産木材の検査を実施する。
- (2) 県産木材の証明を受けようとする者は、下記様式の県産木材証明申請書正副2部兵庫県木材業協同組合連合会に提出する。
- (3) 申請書副の備考欄に消費税抜きの受注金額（県産木材のみ）を記載する。なお、地域型住宅関連事業、「ひょうごの木の家」設計支援事業、県産木材利用拡大キャンペーン事業（新築住宅の建築）、県産木材価格高騰対策事業については、兵庫県産木材のうち1次部材に係る受注金額を記載する。
- (4) ひょうご県産認証木材製品に係るJAS製品については、JAS認定工場の出荷証明書（JAS認定工場が発行。様式は任意）を添付する。
- (5) 兵庫県木材業協同組合連合会長は、審査の結果適正と認める場合は証明書を1部交付する。

(申請関係様式)

工事名等	申請関係様式
公共建築工事	県産木材証明申請書【様式1：公共建築工事】
公共土木工事	県産木材証明申請書【様式2：公共土木工事】

国土交通省地域型住宅 関連事業	兵庫県産木材納材証明書 【様式3：国土交通省（地域型住宅関連事業）】
（共通）	【様式4：兵庫県産木材の入手先】
（共通）	【様式5：納材明細書】
コンクリート型枠用合板	県産木材証明申請書【様式6：コンクリート型枠用合板】
「ひょうごの木の家」設 計支援事業	兵庫県産木材納材証明書 【様式7：「ひょうごの木の家」設計支援事業】
県産木材利用拡大キャン ペーン事業	兵庫県産木材納材証明書 【様式8：「県産木材利用拡大キャンペーン事業】
県産木材価格高騰対策事 業	兵庫県産木材納材証明書 【様式9：「県産木材価格高騰対策事業】 ただし、リフォームの場合は【様式1】を使用

## 5 県産木材の材積の算出方法及び受注金額

- (1) 素材の材積は、素材の日本農林規格第5条規定に基づき算出する。  
材積は $m^3$ を単位とし、小数第4位を四捨五入して小数第3位止めとする。

【例】長さ6m未満のもの材積計算式

$$D \times D \times L / 10,000$$

D：丸太の末口径（cm） 14cm未満は1cm単位、14cm以上は2cm単位

L：丸太の長さ（m）

- (2) 製材の材積は、次の算式により算出する（旧製材の日本農林規格：現在廃止）  
材積は $m^3$ を単位とし、小数第5位を四捨五入して小数第4位止めとする。

$$T \times W \times L / 10,000$$

T：製材の厚さ（cm）

W：製材の幅（cm）

L：製材の長さ（m）

- (3) 木材の受注金額は申請者の申告によるものとし、消費税抜き価格を申請書（副）の備考欄に記入する。

## 6 県産木材証明事務手数料

- (1) 証明事務手数料は検査・手数料、受注手数料及び消費税とする。

区分	部会員	その他
検査・手数料	$m^3$ 当たり 500円	$m^3$ 当たり 1,000円
受注手数料	販売額の 1.5%	販売額の 3.0%
証明書(2部以上の場合、 再発行含む)	1部につき 500円	1部につき 500円

(別途消費税)

(地域型住宅関連事業における一次部材以外の単独申請)

証明手数料 1,000円 (別途消費税)

- (2) 検査・手数料の材積は単位未満1位を四捨五入、 $m^3$ 単位とする。  
ただし、1 $m^3$ 未満は1 $m^3$ とする。
- (3) 受注手数料の基準額は千円未満切り捨て千円単位とする。  
手数料額は100円未満を切り捨てとする。

- (4) 証明事務手数料は、請求後 1 カ月以内に兵庫県木材業協同組合連合会の指定する口座に納入するものとする。

## 7 その他

なお、公共建築工事、公共土木工事等の県産木材証明について、この事務処理要領に拠り難い場合は、県林務課ほか関係機関と協議して定める。

【実施年月日：令和 4 年 6 月 2 2 日】

# 県産木材証明申請書

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 様

申請者 住 所 〒

事業所名

代表者名

印

TEL

FAX

県産木材を下記のとおり納材（使用）しますので証明願いたく申請します。

納材先	所在地	
	事業所名	
	代表者名	

生産地(市町名)		素材生産業者名	
原木市場名		製材業者名	
製品市場名			

※上記の欄が不足する場合は兵庫県産木材の入手先(様式4)を添付すること

建築工事場所			
建築工事名			
検査月日	令和 年 月 日	検査員氏名	Ⓜ

樹種	寸法			単材積 (m <sup>3</sup> )	数量 本数(枚)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
	短辺又は 径 (cm)	長辺 (cm)	材長 (m)				
合 計							

※当欄が不足する場合は納材明細書(様式5)を添付すること  
また、木拾い表が必要であれば添付すること

兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

県産証第 号

上記の木材は県産木材であることを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

# 県産木材証明申請書

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 様

申請者 住 所 〒

事業所名

代表者名

印

TEL

FAX

県産木材を下記のとおり納材（使用）しますので証明願いたく申請します。

納材先	所在地						
	事業所名						
	代表者名						
生産地(市町名)				素材生産業者名			
原木市場名				製材業者名			
製品市場名							
※上記の欄が不足する場合は兵庫県産木材の入手先(様式4)を添付すること							
工事場所							
工事名							
検査月日	令和 年 月 日	検査員氏名		⑨			
樹種	寸法			単材積 (m <sup>3</sup> )	数量 本数(枚)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
	短辺又は 径(cm)	長辺 (cm)	材長 (m)				
合 計							

※当欄が不足する場合は納材明細書(様式5)を添付すること

## 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

県産証第 号

上記の木材は県産木材であることを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

# 兵庫県産木材納材証明書

令和 年 月 日

申請者 住所  
(建築業者)

氏名 様

納材者

主たる事務所の所在地

氏名又は名称 印

建築場所

延床面積

m<sup>2</sup>

## 納材内容 (m<sup>3</sup>)

部材名	兵庫県産木材	外材・他県産材	合計	兵庫県産木材の入手先
構造材	①(C) (内、 )	①	①(D) (内、 )	① 原木供給
①1次部材 ②2次部材	② (内、 )	②	② (内、 )	
(内、ひょうご県産認証木材製品)	計 (内、 )	計	計 (内、 )	
造作材				② 製材・集成材製造・合板製造
下地材				
その他				
合計	(A) (内、 )		(B) (内、 )	③ 建材(木材)流通
明細は別添木拾い表のとおり				④ プレカット

## 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

- ・ 兵庫県産木材使用量 (A) m<sup>3</sup> 兵庫県産木材使用率 (A ÷ B × 100) %  
(内、ひょうご県産認証木材製品) m<sup>3</sup>
- ・ 全木材使用量 (B) m<sup>3</sup>
- ・ 構造材(1次部材：柱・梁・桁・土台)使用量 (D) m<sup>3</sup>  
内、兵庫県産木材使用量 (C) m<sup>3</sup>

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

(様式4)

### 兵庫県産木材の入手先

① 製品市場等	名 称					
	所在地					
② 製材業者	名 称					
	所在地					
③ 原木市場	名 称					
	所在地					
④ 素材生産業者	名 称					
	所在地					
⑤ 生産地(市町名)						

- 1 本様式は、国土交通省(地域型住宅関連事業)用の兵庫県産木材納材証明書(様式3)の副本に添付すること。(本資料は兵庫県木材業協同組合連合会の内部資料とします。)
- 2 所在地は市町名まで記入すること。
- 3 入手先が複数にわたる場合は、それぞれ別に記入すること。



# 県産木材証明申請書

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 様

申請者 住 所 〒

事業所名

代表者名

印

TEL

FAX

県産木材を下記のとおり納材しますので証明願いたく申請します。

納材先	所在地			
	事業所名			
	代表者名			
生産地(市町名)				
素材生産業者名				
原木市場等名				

※上記の欄が不足する場合は兵庫県産木材の入手先(様式4)を添付すること

検査月日	令和 年 月 日	検査員氏名	Ⓜ				
樹種	合板寸法			単材積 (m³)	数量 (枚)	材積 (m³)	製品年月日
	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)				
合 計							

## 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

県産証第 号

上記の木材は県産木材であることを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

# 兵庫県産木材納材証明書

令和 年 月 日

申請者 (施工業者)

郵便番号 〒

所在地

名称

様

納材者

郵便番号 〒

所在地

氏名又は名称

印

住宅の所在地 〒

施主名

延床面積

m<sup>2</sup>

## 納材内容 (m<sup>3</sup>)

部材名	兵庫県産木材	外材・他県産材	合計	兵庫県産木材の入手先 (産地・素材・製材品等の取扱業者名等)
構造材 ①1次部材 ②2次部材	①	①	①	① 製品市場等
	②	②	②	
	計	計	計	② 製材業者・合板製造等
造作材				③ 原木市場
下地材				④ 素材生産業者
その他				
合計	(A)		(B)	⑤ 生産地 (市町名)

明細は別添木拾い表のとおり

※当欄が不足する場合は様式4を添付すること

## 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

・ 兵庫県産木材使用量 (A) m<sup>3</sup>      兵庫県産木材使用率  $(A \div B \times 100)$  %

・ 全木材使用量 (B) m<sup>3</sup>

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

※構造材の①欄には、主要構造材となる1次部材 (柱・梁・桁・土台) の材積を記入すること

※構造材の②欄には、2次部材 (母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等) の材積を記入すること

# 兵庫県産木材納材証明書

令和 年 月 日

申請者(施工業者)

郵便番号 〒

所在地

名称

様

納材者

郵便番号 〒

所在地

氏名又は名称

印

住宅の所在地 〒

施主名

延床面積

m<sup>2</sup>

## 納材内容 (m<sup>3</sup>)

部材名	兵庫県産木材	外材・他県産材	合計	兵庫県産木材の入手先(産地・素材・製材品等の取扱業者名等)
構造材 ①1次部材 ②2次部材	①	①	①	① 製品市場等
	②	②	②	
	計	計	計	② 製材業者・合板製造等
造作材				③ 原木市場
下地材				④ 素材生産業者
その他				
合計	(A)		(B)	⑤ 生産地(市町名)

明細は別添木拾い表のとおり

※当欄が不足する場合は様式4を添付すること

## 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

・ 兵庫県産木材使用量(A) m<sup>3</sup>      兵庫県産木材使用率  $(A \div B \times 100)$  %

・ 全木材使用量(B) m<sup>3</sup>

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

※構造材の①欄には、主要構造材となる1次部材(柱・梁・桁・土台)の材積を記入すること

※構造材の②欄には、2次部材(母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等)の材積を記入すること

# 兵庫県産木材納材証明書

令和 年 月 日

申請者(施工業者)

郵便番号 〒

所在地

名称

様

納材者

郵便番号 〒

所在地

氏名又は名称

印

住宅の所在地 〒

施主名

延床面積

m<sup>2</sup>

## 納材内容 (m<sup>3</sup>)

部材名	兵庫県産木材	外材・他県産材	合計	兵庫県産木材の入手先(産地・素材・製材品等の取扱業者名等)
構造材 ①1次部材 ②2次部材	①	①	①	① 製品市場等
	②	②	②	
	計	計	計	② 製材業者・合板製造等
造作材				③ 原木市場
下地材				④ 素材生産業者
その他				
合計	(A)		(B)	⑤ 生産地(市町名)

明細は別添木拾い表のとおり

※当欄が不足する場合は様式4を添付すること

## 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

・ 兵庫県産木材使用量 (A) m<sup>3</sup>      兵庫県産木材使用率  $(A \div B \times 100)$  %

・ 全木材使用量 (B) m<sup>3</sup>

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

兵庫県木材業協同組合連合会会長 印

※構造材の①欄には、主要構造材となる1次部材(柱・梁・桁・土台)の材積を記入すること

※構造材の②欄には、2次部材(母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等)の材積を記入すること

